

仕 様 書

1. 共通仕様

図面及び本仕様書に記載されていない事項は、全て建築物解体工事共通仕様書（令和4年度版）による。

2. 業務名

特定空家等解体業務委託（飯田五丁目）

3. 用語の定義

本仕様書に記載する用語の解釈は以下のとおりとする。

- （1）「委託者」とは、甲府市をいう。
- （2）「受託者」とは、本委託の受託実施者をいう。

4. 業務の目的

本業務は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）第2条第2項に基づき特定空家等と該当判断した建築物又はこれに附属する工作物について、空家法第22条第9項及び行政代執行法第3条に基づき、委託者が当該特定空家等を所有者等に代わり除却を行うものであり、近隣住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

5. 業務場所

甲府市飯田5丁目628番地2 ※別添図面参照

6. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和7年11月20日まで

7. 除却対象物

別添図面参照

8. 実施場所における条件等

- (1) 受託者は、行政代執行の実施にあたり、近隣住民と調整を行い、住宅・駐車場等の進入路を確保したうえで作業を行うこと。また、作業員駐車スペースや解体作業スペースについても、現場の状況によって地権者等と折衝し確保すること。なお、別添付近見取図に示す借地 A・B・C については、地権者に依頼し、了承を得ている。
- (2) 仮設トイレ・休憩用テントなどの施設の提供はない。
- (3) 解体業務は、委託者による代執行開始宣言が終了後、委託者の指示に基づき、速やかに着手すること。代執行開始宣言は、令和 7 年 8 月上旬を予定している。
- (4) 解体作業時及び作業終了後も安全対策は十分対応すること。また、重機による掘削時は騒音・振動等に留意し、近隣住民に迷惑をかけないようにすること。
- (5) 作業により発生する粉塵等について、広範囲に飛散しないよう努めること。
- (6) 不明な事柄については委託者と協議を行うこと。

9. 現場代理人等

受託者は、解体作業の管理・作業について十分な資質・知識・経験を有する現場代理人及び主任技術者を定め、指定様式に記載し、委託者に提出すること。

10. 受託者の事前準備及び作業上の注意事項

(1) 事前準備

- ① 着手前に必ず業務実施場所の状況を把握し、現地踏査を実施すること。異なる事項・状況などがある場合には速やかに委託者と協議し、対応について了承を得ること。
- ② 法令を遵守し、行政代執行の実施作業において必要となる各手続きや届け出を、委託者と協議の上、遅滞なく行うものとする。作業中についても同様とする。

(2) 連絡調整

- ① 解体作業を実施するにあたっては、事前に委託者と、解体業務の趣旨、方法、期間等の事項に関して協議し、必要に応じて関係機関及び近隣住民へ周知を行うこと。
- ② 実施場所現場周辺の病院、所轄の警察及び消防署の場所並びに連絡先を確認すること。
- ③ 実施場所近隣及び作業車等通行道路に、通学路や学校・幼稚園・保育園・児童福祉施設・高齢者養護施設・障害者養護施設等（以下：「学校等」とする）が所在する場合、必要に応じて学校等に解体作業の趣旨、方法、期間等を説明し、安全上の協力をお願いすること。
- ④ 以上の行為については委託者に報告すること。また、業務の履行中に近隣住民から要望・意見等を受けた場合は直ちに委託者へ報告すること。

(3) 作業実施

- ① 各種法令に従うこと。（別添「図面」特記事項等参照）
- ② 作業中に疑義が生じたとき、又は不測の事態が生じたときは、独断により行動することなく、直ちに委託者に報告し、その指示を受けること。

(4) 環境整備・安全対策等

- ① 業務の実施にあたっては労働安全衛生法および労働基準法その他関係法令を遵守し、必要に応じて作業の安全を確保するために安全対策設備等を設置すること。
- ② 作業範囲及びその周辺にみだりに人が立ち入らないようにし、安全措置を講じること。また、実施場所内道路及び実施場所隣接地を通行する者の安全に配慮すること。
- ③ 環境整備として、廃材や排土の飛散流出対策、仮設トイレ等の臭害対策、整理整頓等の措置を講ずること。
- ④ 解体作業名・作業予定期間及び連絡先等を明記した看板を明示すること。
- ⑤ ①～④で講じた措置はデジタル写真にて記録すること。
- ⑥ 受託者は1日の作業内容を記入した日誌を作成すること。
- ⑦ 受託者は1日の作業終了後、必要に応じて、作業内容を甲府市空き家対策課に報告すること。

(5) 動産の扱い

- ① 価値ある又は価値があると思われる動産（以下：「価値ある動産等」）を発見した場合は、直ちに委託者へ種別・発見した場所を連絡し、指示を受けること。
- ② 価値ある動産等の引き渡しについては、別添「動産引渡し書」に記録し、価値ある動産等と共に委託者へ引き渡すこと。

(6) 写真撮影

- ① 写真撮影はデジタルカメラ等にて撮影すること。デジタルデータは安全な保守管理を行うこと。
- ② 作業実施日に、作業開始前、作業状況のわかる写真、作業終了時の写真を撮影し、日誌へ添付すること。

(7) 対人対応

- ① 一般市民へ対応した場合は、委託者に報告すること。
- ② 報道関係者から取材の申し込みがあった場合は、その対応について直ちに委託者へ連絡し引き継ぐこと。
- ③ 所有者やその関係人を主張するものが来訪した場合は、直ちに委託者に連絡し、指示を受けること。

1 1. 週休2日制適用工事

(1) この工事は甲府市が指定する「週休2日制適用工事」である。

(2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- ③「対象期間」とは、代執行開始宣言日（現場に継続的に常駐した最初の日）から代執行終了宣言日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、委託者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受託者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。
- ④「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑤「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ⑥「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 受託者は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間、原則土曜日及び日曜日の2日間、一斉に工事現場を閉所すると共に、以下のことを実施しなければならない。
- ①受託者は原則土曜日及び日曜日の2日間工事現場を閉所とする。但し、受託者の意向により、現場閉所日は土曜日及び日曜日以外の日に定めることもできる。
- ②受託者は、週休2日制現場閉所（計画・実績）書に現場閉所日を示し委託者に提出する。
- ③作業状況や天候等で休日を変更する場合は、振替休日等を設定し、あらかじめ監督員に連絡する。
- ④受託者は、現場閉所後速やかに「週休2日制適用工事」の取組実績について、週休2日制現場閉所実績集計表を委託者に提出し、確認を受けるものとする。
- ⑤受託者は完成検査時に委託者から週休2日制現場閉所（計画・実績）書、週休2日制現場閉所実績集計表の提示を求められた場合は、提示しなければならない。
- ⑥受託者は現場で就労する技術者及び作業員の労働環境に配慮しなければならない。
- ⑦週休2日制適用工事と記した掲示をし、周辺住民へ周知をする。（A3版程度、様式任意）
- (4) 災害、その他事情により完全週休2日が継続できないときは、監督員と協議により取り止めることができる。

12. 検査

- (1) 検査は、受託者立会いのもと行うこと。
- (2) 作業期間中は必要に応じ、委託者が行う随時視察検査による指示に従うこと。
- (3) 受託者は、解体作業終了予定日について、解体作業終了予定日の5営業日前には委託者に報告すること。

- (4) 受託者は、解体作業終了予定日の2営業日前までに、委託者とともに現場確認をし、代執行終了について瑕疵がないか確認をする。
- (5) 工事は委託者の代執行終了宣言をもって完了とする。

1 3. 報告書の納品

(1) 成果品及び納品方法

- ① 報告書は、A4ファイルに綴じて納品すること。
- ② デジタル写真は、ファイル形式でCD等媒体に記録して納品すること。
- ③ 作業日誌は、A4ファイルに綴じて納品すること。

(2) 納品時期

- ① 作業完了後、令和7年11月20日までに納品すること。

(3) 納品場所は、甲府市空き家対策課とする。

1 4. その他

本仕様書の定めがない事項は委託者と協議して定めるものとする。